

空き家を活用して
稲美町に住もう！
対象となるリフォーム
費用の**半分**を補助
空き家活用支援事業補助金

空き家を改修し、活用しませんか？
空き家を住宅または事業所として活用する場合に、改修工事費の半分の補助します。

- 対象** 次のすべての物件に該当する人
①空き家を改修し、改修後10年以上住宅または事業所として居住・活用する人
②町税の滞納がない人
- 対象の空き家** 次のすべての要件に該当する建物
①空き家期間が6カ月以上または空き家バンクに登録されている建物
②昭和56年5月以前着工の建物の場合、改修後に耐震基準を満たしていることを証明できる建物
③関係法令に違反していない建物

補助金の額 対象経費の1/2（上限150万円）

対象経費 空き家の機能回復・設備改善（雨漏り補修・トイレの水洗化など）のための改修工事にかかった費用
※一部対象外工事あり

申請について

稲美町空き家活用支援事業補助金交付申請書に必要な書類を添えて、**工事契約前**に都市計画課へ提出してください。
添付書類など詳しくは、町ホームページをご覧ください。都市計画課までお問い合わせください。

空き家の多くは昭和56年以前に着工された耐震性の低い建物で、大きな地震が起こると倒壊の危険性が高いです。
空き家の活用を検討する時や空き家にお住まいになる時は、耐震化の取り組みを考えてみませんか？

簡易耐震診断推進事業

まずは、無料の耐震診断をご活用ください。町が診断員を派遣し、建物の耐震性を診断します。

住宅耐震化促進事業補助金

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された建物の耐震改修工事を行う場合の補助制度は次のとおりです。
※空き家活用支援事業補助金と併用し補助を受ける場合は、改修後の耐震性能が一般診断以上の診断により、確保されていることを証明する必要があります。
詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

●耐震改修工事費補助事業 安全を確保する耐震工事が対象です。

耐震改修工事費用	50万円以上	100万円以上	200万円以上	300万円以上
補助金額（定額）	30万円	50万円	80万円	100万円

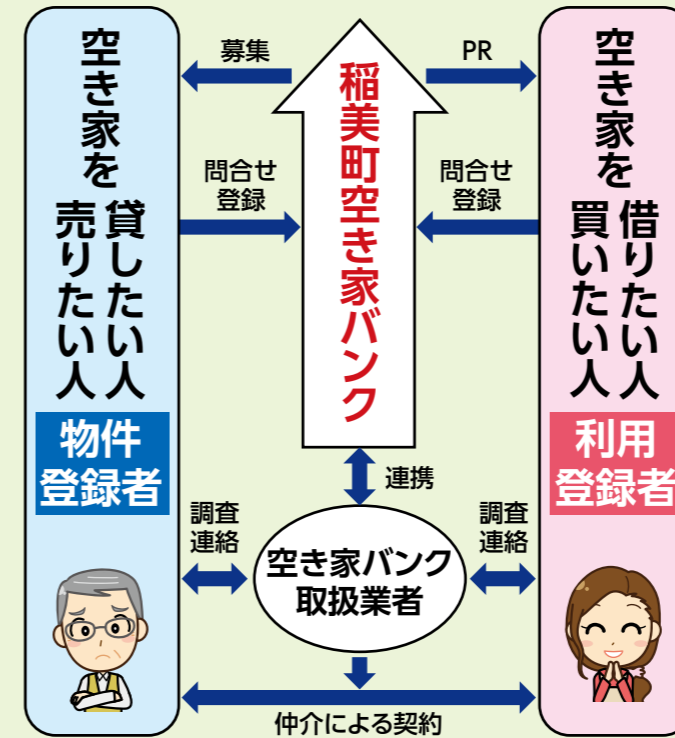
●簡易耐震改修工事費補助事業 部分的に行う簡易な耐震工事が対象です。
補助金額（定額）：50万円

空き家の耐震性が心配…
無料の耐震診断
耐震改修工事に補助
最高**100万円**
簡易耐震診断推進事業
住宅耐震化促進事業補助金

あなたの住まなくなった家を登録・活用しませんか？

稲美町空き家バンク制度

5月号でお知らせしたとおり、町では「稲美町空き家等対策計画」に沿ってさまざまな空き家対策事業を実施しています。今回は、「空き家バンク制度」についてお知らせします。



空き家バンク制度とは
空き家の情報発信を町のホームページなどで行うことにより、空き家の有効活用を進め、町内への移住・定住を応援するものです。

物件登録ができる人
空き家の所有権やその他の権利により、空き家の売買や賃貸を行うことができる人
※ただし、宅地建物取引業者である場合を除く。

物件登録ができる空き家
町内に居住を目的として建築され、現在居住していない（近く居住しなくなる予定のものも含む）戸建住宅



- 空き家を売りたい人は…**
- ①お持ちの空き家について、町へ相談してください。
 - ②空き家バンクへの登録を申請してください。
 - ③物件の担当となる取扱業者を空き家バンク取扱業者の中から選んでください。
 - ④町が内容を審査し、空き家バンクへ登録します。
 - ⑤ホームページでの情報発信を開始します。

- 空き家を借りたい人は…**
- ①空き家を探している人は、町へ相談してください。
 - ②空き家バンクの中で気に入った空き家がある場合は、申し出てください。
 - ③物件の担当の取扱業者に町が連絡します。
 - ④取扱業者を通じて売買・賃貸について交渉してください。
 - ⑤契約が成立し、空き家の取得・賃貸ができます。